

○小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱

平成28年11月16日告示第27号

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 空き家の有効活用によって移住者用住宅を確保し、移住希望者の町内への移住促進を図るため、小値賀町への移住定住を目的とした空き家の改修に要する経費に対して、予算の範囲内において、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金交付に関しては小値賀町補助金等交付規則（昭和57年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

**第2条** 本要綱における「空き家」とは小値賀町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成26年3月31日小値賀町告示第11号）の空き家バンク登録台帳に登録された物件をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請日時時点で、次の各号のいずれにも該当する者又は次の各号のいずれにも該当する者が居住する予定の空き家を所有する者とする。

- (1) 現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して12月を経過しない者
- (2) 町外に3年以上居住している者（町内に住所を有して12月を経過しない者にあつては、住所を有する前に町外に3年以上居住していた者）
- (3) 当該事業による改修に関して国、県又は市の制度による他の補助又は補償等を受けていない者
- (4) 当該事業による改修に関して建築物の所有者の同意を得た者
- (5) 今後10年以上定住する見込みがある者
- (6) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯員に町税等の滞納がない者

(補助対象工事)

**第4条** 補助金の交付の対象工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する空き家の改修工事で、町内に本店又は事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人に請け負わせる改修工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する改修工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した改修工事
- (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付又は補償等を受けようとする改修工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める改修工事  
(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家の住宅機能向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善のための改修に要する経費とし、50万円を下限とする。  
(補助金の補助率等)

**第6条** 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。  
(事前調査)

**第7条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、建築物が補助対象建築物に該当するかどうか及び補助対象者に該当するかどうかについて、町長に対し小値賀町空き家活用移住促進事業事前調査申請書（様式第1号）により、あらかじめ事前調査を申請するものとする。

- 2 前項に規定する事前調査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 補助対象者であることを証する書類
  - (2) 補助対象建築物であることを証する書類、付近見取図及び写真
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 町長は、第1項に規定する事前調査申請書を受理したときは、申請書類を審査し、必要に応じて現地確認を行い、その結果を小値賀町空き家活用移住促進事業事前調査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画書（様式第4号）
- (2) 事前調査結果通知書（様式第2号）の写し
- (3) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (4) 改修内容のわかる図面
- (5) 補助対象者が本補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付の決定等)

**第9条** 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。ただし、審査の結果、適当と認められなかったときは、その理由を付し、文書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

**第10条** 規則第6条の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助対象工事を中止する場合は、町長に届出をすること。

(2) 交付決定の通知を受けた日の属する年度内に補助対象工事を完了すること。

(3) 補助対象者が補助対象工事完了後の建築物及び土地の所有者である場合には、適正な維持管理に努めること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める事項

(申請の取下げ)

**第11条** 第9条の規定により通知を受けた補助対象者は、第8条の申請を取り下げるときは、第13条に定める完了実績報告書（様式第10号）を提出する前までに小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(変更交付申請等)

**第12条** 補助対象者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請変更承認申請書（様式第7号。以下「変更承認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査するとともに、審査の結果、当該申請に係る内容の変更を承認した場合は、補助対象者に対し小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、審査の結果、変更を承認しなかった場合は、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請変更不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告書)

**第13条** 補助対象者は、工事が完了したときは、完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

- (2) 工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第11号）
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類  
（完了確認）

**第14条** 町長は、前条の規定により完了実績報告書の提出を受けたときは、当該工事がこの告示に適合しているかを確認するものとする。

2 町長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、この告示による補助金の事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

（補助金額の確定）

**第15条** 町長は、第13条の規定により提出された完了実績報告書が適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

**第16条** 補助対象者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

**第17条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象工事を取り止めたとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金交付日から10年未満で当該事業により改修を行った住宅（以下「対象住宅」という。）を取壊し又は売却したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から10年未満で対象住宅から転出又は転居したとき。
- (5) 補助金交付日の属する年度の次の年度までに対象住宅に居住しないとき。
- (6) 前各号掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

**第18条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた補助対象者に対して、期限を定

めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(活用状況の報告)

**第19条** 補助対象者は、対象住宅の活用状況について小値賀町空き家活用移住促進事業活用状況報告書（様式第14号）により補助金交付日から10年間報告しなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することができる。

(助成回数)

**第20条** この事業の助成を受けることができる回数は、原則として1回とする。

(補則)

**第21条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

(表面)

小値賀町空き家活用移住促進事業事前調査申請書

平成 年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり事前審査を申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、不動産登記に関すること、固定資産に関すること、町税等に関すること、住民基本台帳に関することについて、町長が関係機関へ照会を行うこと及び申請に係る建築物の現地確認を行うことに同意します。

【申請建築物（空き家）】

建築物 (空き家) の概要	空き家バンク登録	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	地名地番	小値賀町
	住居表示	小値賀町
	建築年次	年建築
	空き家の期間	年 月頃～
	用途（種類）	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※併用住宅は、過半が居住の用に供されていたものに限る。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	建築面積	m <sup>2</sup>
	延べ床面積	m <sup>2</sup>
	構造階数	造 建て
	改修に関する他制度 利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【申請者】

申請者 区分	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税課税明細書） に所有者として記録されている者
	<input type="checkbox"/> 所有者の相続人
	<input type="checkbox"/> 所有者又は所有者の相続人から対象建築物の改修について同意を受けた者
	<input type="checkbox"/> 入居（移住）者



第 年 月 日  
号

様

小値賀町長

印

## 小値賀町空き家活用移住促進事業事前調査結果通知書

年 月 日付で小値賀町空き家活用移住促進事業事前調査申請がありました次の物件等につきましては、補助対象建築物（空き家）及び補助対象者（該当・非該当）と判定しましたので通知します。

## 記

1. 建築物	所在地	小値賀町
	所有者	住所 氏名
2. 土地	所在地	小値賀町
	所有者	住所 氏名
3. 入居（移住）者		住所 氏名
4. その他		

小値賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請書

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金の交付を受けたいので、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況について、町長が関係機関へ照会を行うことに同意します。

事前調査結果の 通知年月日及び番号	通知年月日 年 月 日 通知番号 第 号
補助対象建築物 の所在地	地名地番：小値賀町 住居表示：小値賀町
補助対象経費	補助対象工事の見積金額 円
交付申請額 の算出方法	補助対象経費 円×1/2＝ 円 (①) 補助上限額 2,000,000円 (②)
交付申請額	円 (①又は②のいずれか少ない額の千円未満を切り捨て)
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	(以下は必ず添付) <input type="checkbox"/> 工事計画書 (様式第4号) <input type="checkbox"/> 事前調査結果通知書 (様式第2号) の写し <input type="checkbox"/> 工事見積書 (内訳明細の付いたもの) <input type="checkbox"/> 改修内容のわかる図面 (以下は必要に応じて添付) <input type="checkbox"/> 売買又は賃貸契約書の写し <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

工事計画書

発注者 (申請者)	住 所： 氏 名：		
建築物の概要	地 名 地 番：小値賀町 住 居 表 示：小値賀町 建 築 年 次：                    年建築 用途（種類）： <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅（ 戸） <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（                    ）  建 築 面 積：                    m <sup>2</sup> 延 べ 床 面 積：                    m <sup>2</sup> 階                    数：                    階 構                    造：                    造                    建て		
工事の概要	工事箇所： 工事内容：		
受注予定者 (施工予定者)	本店所在地 又は住所		
	商号及び代 表者名又は 個人氏名		
	許可番号 (登録番号)	<input type="checkbox"/> 建設業許可 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 ・ <input type="checkbox"/> 長崎県知事 （ - ）第 号（ 工事業） 主任（監理）技術者の氏名： <input type="checkbox"/> なし	
	担当者名		
	連絡先		
工事見積額	金 _____ 円 ※消費税相当額を除く。		
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		

第 号  
年 月 日

様

小値賀町長 印

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった小値賀町空き家活用移住促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助対象建築物 の所在地	地名地番：小値賀町 住居表示：小値賀町
交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助対象工事を中止する場合は、町長に届出をすること。</li> <li>2. 補助金交付決定通知日の年度内に補助対象工事を完了すること。</li> <li>3. 補助対象者は補助対象工事完了後の建築物の適正な維持管理に努めること。</li> <li>4. 入居（移住）者は、補助金交付日の次の年度までに補助対象建築物に居住し、10年以上定住すること。</li> <li>5. 補助金交付日から10年未満に当該事業により改修を行った住宅を取り壊し、又は売却しないこと。</li> <li>6. その他町長が特に必要があると認める事項。</li> </ol>

様式第6号

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請取下書

年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請を取下げます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

番号及び年月日	第 年 月 日 号
補助年度	年度
補助対象建築物の所在地	地名地番：小値賀町 住居表示：小値賀町
取下げ理由	

様式第7号

年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった小値賀町空き家活用移住促進事業補助金について、次の理由により変更したいので、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
交付決定額	円
補助対象建築物の所在地	地名地番：小値賀町 住居表示：小値賀町
変更内容	
変更理由	
変更交付申請額	円（千円未満を切り捨て）

添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の工事計画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 変更後の工事見積書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

様

小値賀町長 印

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日付で申請があった小値賀町空き家活用移住促進事業補助金の内容変更の承認申請については、次のとおり承認しましたので、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

補助対象建築物 の所在地	地名地番：小値賀町 住居表示：小値賀町
変更前の内容	
変更後の内容	
変更後の 交付決定額	円
承認条件	

第 号  
年 月 日

様

小値賀町長 印

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付申請変更不承認通知書

年 月 日付で申請があった小値賀町空き家活用移住促進事業補助金の内容変更の承認申請については、次のとおり不承認としましたので、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

補助対象建築物 の所在地	地名地番 小値賀町 住居表示 小値賀町
変更前の内容	
変更後の内容	
不承認とした理由	

完了実績報告書

年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

印

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

番号及び年月日	第 号 年 月 日
補助対象建築物の 所在地	地名地番：小値賀町 住居表示：小値賀町
工事完了年月日	年 月 日
交付決定額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 工事完了証明書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）

工事完了証明書

1. 工事発注者           住所  
                              氏名
2. 工事場所            小値賀町
3. 工事概要            工事箇所：  
                              工事内容：
4. 工事期間            工事着手日            年     月     日  
                              工事完了日           年     月     日

上記のとおり建築物を改修したことを証明します。

年    月    日

工事施工者  
所在地（住所）

商号及び代表者名（個人氏名）

印

連絡先

第 年 月 日  
号

様

小値賀町長

印

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった小値賀町空き家活用移住促進事業補助金の交付については、小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付請求書

年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先

小値賀町空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1. 住宅の所在地 小値賀町

2. 確定番号 年 月 日 第 号

3. 請求額 円

4. 振込先

銀行・金庫 農協・漁協		本店・支店
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	名義人（フリガナ）

年 月 日

小値賀町長 様

報告者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先(電話) \_\_\_\_\_

小値賀町空き家活用移住促進事業活用状況報告書

年度小値賀町空き家活用移住促進事業補助金により改修した住宅について、 年  
 度の活用状況を報告します。

入居者	住所	〒 _____		
	フリガナ 氏名	_____	連絡先 (電話)	_____
事業実施場所 (空き家所在地)		_____		
活用状況	<input type="checkbox"/> 引き続き UI ターン者の住宅として活用している(入居者の変更なし)。 <input type="checkbox"/> 入居者の変更はあったが、引き続き UI ターン者の住宅として活用している。 <input type="checkbox"/> その他(下欄へ)			
※該当項目にチェック		( )		